

小型船舶免許の失効再交付について

再交付の流れ

【1】失効講習日時を選択と申込み

■当事務所ホームページから、ご希望の日時の **失効講習の申込** ボタンからお申込みください。

【2】書類の発送と代金の振込

■当事務所よりメール・電話・FAXにて連絡が来ましたら、**別紙の必要書類を郵送**してください。

【送付先住所】 〒486-0849 愛知県春日井市八田町 1-9-2 桑原海事代理士事務所 宛

■必要料金を指定口座宛にお振込ください。**別紙「お支払方法」**をご参照ください。

【3】講習会のお知らせ

■必要書類とお振込の確認ができましたら、**メールにて講習会のお知らせ**をお送りします。

■講習3日前までに「講習会のお知らせ」が届かない時は、書類が届いていない可能性があります。

お手数ですが当事務所までお電話ください。TEL:0568-86-8688 (9:00~19:00・年末年始以外無休)

【4】講習会

■持参する物

- ・ 小型船舶操縦免許証。(免許証は講習会場で回収されます)
- ・ 免許証を紛失されている方は身分証明書原本 (運転免許証又はパスポート等) 持参。
- ・ 必要な方は眼鏡等 (眼鏡・コンタクトレンズ等)。両眼とも 0.5 以上必要です。
- ・ 必要な方は補聴器等。
- ・ 身体検査に合格しませんと次のステップとしての講習会は受講できません。

■講習時間は最長で約2時間30分。

■遅刻しますと受講できません。以降の講習会に再申請が必要です。時間に余裕をもってお出かけください。

【5】新免許の交付

■講習会場では新免許証は発行されません。

■当事務所が運輸局に新免許証の申請手続きを行い、**『簡易書留郵便』**にて**発送**させていただきます。

■受講後、約1週間で新免許証がお手元に到着します。

■新免許証が届くまでは船長として船舶の操縦ができません。

必要書類

郵送される前に、各項目にチェックを入れてご確認ください。

受講申込書

■別紙「受講申込書」にご記入いただき郵送してください。

写真 2枚 <別紙「写真の規定について」を参考に、郵送してください。>

■縦 4.5cm×横 3.5cm。上半身正面、無帽、無背景、6ヶ月以内撮影、裏面に氏名記入。

※現在の船舶免許と同じ写真（発行から6ヶ月以上経過した写真）は、再提出（無効）となりますのでご注意ください。

■別紙「写真の規定について」を参考にし、郵送してください。

小型船舶免許証のコピー 1通

■裏面に氏名や設備等の限定内容が記載されている場合、裏面のコピーも郵送してください。

※小型船舶操縦免許証原本は講習当日に回収されますので、コピーを郵送してください。

委任状 1通

■別紙「委任状」にご記入いただき郵送してください。

△ 住民票 1通 **（小型船舶操縦免許証の記載事項に変更があるときに添付）**

■小型船舶操縦免許証の記載事項に変更があるときは、本籍記載の住民票を郵送してください。

■住民票は、本籍地記載の有るもの、発行から6ヶ月以内です。

△ 「操縦免許証滅失顛末書」と「本人確認の写し」 **（小型船舶操縦免許証を紛失した場合）**

■免許証を紛失された場合は「操縦免許証滅失顛末書」と「本人確認の写し」が必要となります。

■別紙「操縦免許証滅失顛末書」にご記入いただき郵送してください。

■本人確認の写しは、自動車の免許証・パスポート等の顔写真の添付されている物のコピーを郵送してください。

※小型船舶操縦免許証を紛失された方はお電話ください。

TEL：0568-86-8688（9:00～19:00・年末年始以外無休）。

【送付先住所】 〒486-0849 愛知県春日井市八田町 1-9-2 桑原海事代理士事務所 宛

委任状

令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所 _____

(フリガナ)

氏 名 _____

連絡先 _____

※直筆にて記入願います

私は、 海事代理士 桑原 義正 を代理人と定め、下記の件を委任します。

(愛知県春日井市八田町 1-9-2 TEL 0568-86-8688)

記

船舶職員及び小型船舶操縦者法に並び関係法令に基づく

1. 申請に関する一切の件
2. 小型船舶操縦免許証及び海技免状の受領に関する一切の件

以上

申立書（操縦免許証滅失顛末書）

下記の通り海技免状（操縦免許証）を滅失したので、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第12条第4項（第88条第4項）の規定により届出致します。

万一、滅失した下記海技免状（操縦免許証）を、後日発見した時は、直ちに返納致します。

令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

氏 名 _____

生年月日 _____

本籍地の都道府県名 _____

住 所 _____

電 話 _____

（代理する者）

氏 名 海事代理士 桑原 義正
住 所 愛知県春日井市八田町1-9-2
電 話 0568-86-8688

記

- 海技免状（操縦免許証）の種類 () 級小型船舶操縦免許証
- 海技免状（操縦免許証）の番号 第 号
- 滅失事由とその状況（該当する番号に○をつけ、必要事項を記入して下さい）

- ① 海中に落とした 場所：
時期：
- ② 盗難にあった 場所：
時期：
- ③ 紛失した 保管していた場所：
見当たらなくなった時期：
- ④ 誤って捨てた 捨てた場所：
時期：
- ⑤ その他（滅失の場所、時期等を含めて具体的に記入して下さい）

ご提出いただく証明写真について

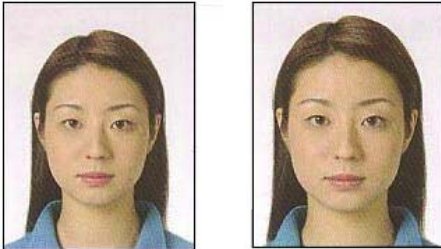
更新・失効再交付申請及び訂正・再交付申請等に使用いたします証明写真は下記の「適当な写真例」（外務省旅券課資料抜粋）を参考に提出いただけます様よろしくお願い致します。「不適当な写真例」（外務省旅券課資料抜粋）のような証明写真は使用出来ませんのでご注意ください

★①～⑪のような写真は使用出来ません(写真例参照)

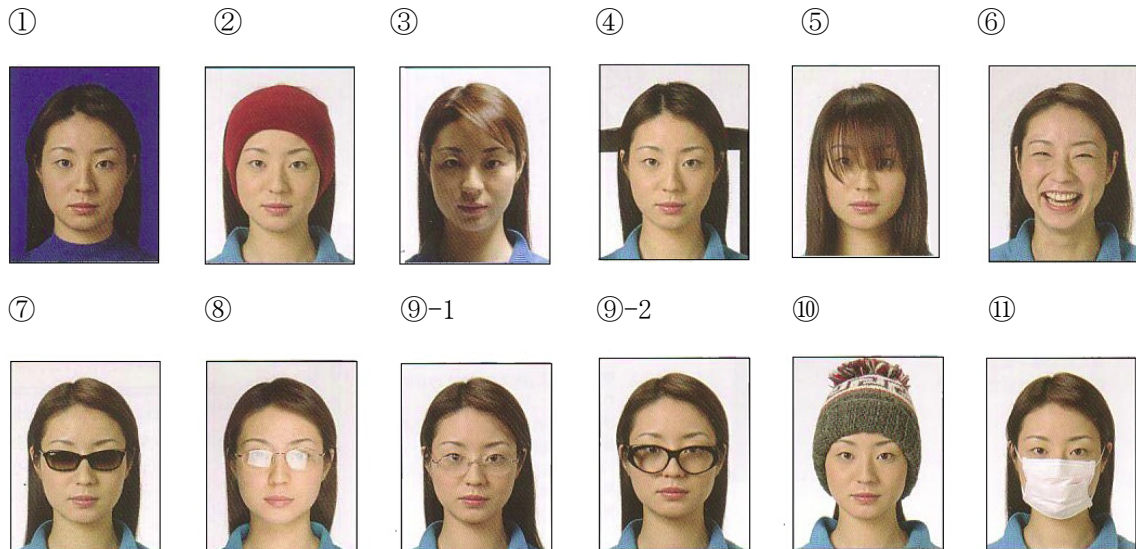
- ①背景の色がどぎつく、人物が特定できないもの
- ②ヘアバンド、リボン、イヤリング等のアクセサリーを付けているものの内、幅の広いヘアバンドや大きいリボン等で目立つもの
- ③影のあるもの
- ④椅子などの背景、影が写っているもの
- ⑤髪の毛で目がかくれているもの
- ⑥表情が平常の顔貌と著しく異なるもの
- ⑦黒又は濃い色のメガネ（濃い色のコンタクトレンズを含む。）をかけたもの
- ⑧メガネレンズに光が反射したもの、メガネレンズにキズや汚れがあるもの
- ⑨眼鏡のフレームで目もとがハッキリしないもの、目を閉じているもの
- ⑩大きな髪飾り等により本人確認が困難なもの
- ⑪顔にマスクや包帯を付けたもの

適当な写真の例

サイズ（縦 4.5 cm × 横 3.5 cm）※6 カ月以内に撮影されたもの



不適当な写真の例



お支払いについて

■当事務所より「講習予約完了」の連絡がありましたら、受講予定日の3日前までに振込みをお願いします。

■お支払い料金等についてご不明な点がある場合、下記事務所まで連絡願います。
桑原海事代理士事務所 TEL 0568-86-8688

お支払い方法

■当事務所では、下記方法でのお支払いに対応しております。
振込手数料はお客様のご負担でお願いします。

◆ゆうちょ銀行

【振替口座】00890-7-1084

【加入者名】桑原海事事務所（クワハラカイジジムシヨ）

《他行からゆうちょ銀行へ送金の場合》

【銀行名】ゆうちょ銀行

【店名（カナ）】〇八九店（ゼロハチキュウ）

【口座番号】0001084

【口座名義】クワハラカイジジムシヨ

◆三菱UFJ銀行

【支店名】春日井支店（カスガイ支店）

【預金種目】普通

【口座番号】1398107

【口座名義】クワハラ トモコ

◆現金書留郵便

■現金払い（お申込書類も一緒に送付いただけます）

〒486-0849

愛知県春日井市八田町1-9-2

桑原海事代理士事務所 宛